

令和6年度

# 高 知 県 の 監 査

～令和6年度監査結果等のまとめ～

令和7年3月

高 知 県 監 査 委 員

## 目 次

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| 1  | 定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1  |
| 2  | 財政的援助団体等の監査・・・・・・・・・・・・・・・・    | 6  |
| 3  | 行政監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 8  |
| 4  | 住民監査請求に基づく監査・・・・・・・・・・・・・・・・   | 9  |
| 5  | 決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 9  |
|    | （1）歳入歳出決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・    | 9  |
|    | （2）公営企業会計決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・  | 10 |
| 6  | 基金運用審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 7  | 健全化判断比率及び資金不足比率審査・・・・・・・・      | 12 |
| 8  | 例月出納検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 9  | 内部統制評価報告書の審査・・・・・・・・・・・・・・・・   | 13 |
| 10 | 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 13 |
|    | （1）令和6年度監査委員・・・・・・・・・・・・・・・・   | 13 |
|    | （2）過去3年間の状況・・・・・・・・・・・・・・・・    | 13 |

## 1 定期監査

### (1) 対象機関

本庁105機関、出先機関121機関、合計226機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査      実地監査：189機関  
書面監査： 37機関

### (2) 委員監査の実施期間

出先機関      令和6年6月4日～令和7年1月28日  
本庁            令和6年7月24日～8月27日

### (3) 監査の結果

監査を実施した226機関のうち、是正又は改善を要する事務として指摘事項等が認められた実施機関は、本庁44機関、出先機関38機関の計82機関であった。その他の144機関では、指摘事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の177件から122件に減少している。内訳としては、指摘事項が14件から3件に、注意事項は158件から119件に、検討事項は5件から0件に、それぞれ減少している。

#### ア 事務区分別（表1、表3）

指摘事項等の事務区分別の件数は、支出事務が57件（46.7%）と最も多く、次いで土木・建築工事に関する事務が20件（16.4%）、契約事務及び収入事務がいずれも16件（13.1%）となっている。

#### （ア） 本庁

指摘事項は1件で、内容は、「契約書の不備（押印漏れ）」である。

注意事項は64件で、主な内容は、「経費支出伺の作成漏れ」、「通勤手当の支給誤り」など支出事務が40件で、最も多かった。また、「中間検査の未実施」、「法律に定める通知の未実施」など土木・建築工事に関する事務が次いで9件となっている。

#### （イ） 出先機関

指摘事項は2件で、主な内容は、「収入調定漏れ」、「検査調書の作成漏れ」である。

注意事項は55件で、主な内容は、「経費支出伺の作成漏れ」、「通勤手当の過払い」などの支出事務が17件と最も多く、次いで「書面による事前協議の未実施」、「工事の検査命令権者の誤り」など土木・建築工事に関する事務が11件となっている。

イ 部局別件数（表 2）

部局別の件数では、土木部及び教育委員会がいずれも21件と最も多く、次いで健康政策部が15件、子ども・福祉政策部が10件となっている。

（4） 重点項目

ア 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

※専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託し行った。

（委託先：協同組合総合技術士連合）

（ア） 工事監査の対象

| 区分    | 機関名           | 工事の名称                                            |
|-------|---------------|--------------------------------------------------|
| 土木工事  | 土木部高知土木事務所    | 国分川地震高潮対策工事                                      |
| 建築等工事 | 土木部土木政策課及び建築課 | 宿毛合同庁舎建築主体工事<br>宿毛合同庁舎建築電気設備工事<br>宿毛合同庁舎建築機械設備工事 |

（イ） 監査の期間

令和 6 年 6 月 20 日から令和 7 年 1 月 31 日まで実施した。このうち、土木部高知土木事務所については令和 6 年 10 月 16 日及び 17 日に、土木部土木政策課及び建築課については同年 10 月 28 日及び 29 日に現地調査を実施した。

（ウ） 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

イ 県単独補助金・委託料の執行について

各機関が実施する補助金及び委託料のうち、県の一般財源のみで実施されているもの（いわゆる「県単独事業」）について、事務手続が適正になされているだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、

監査を行った。

監査対象は、補助金については補助事業者 1 件当たり 100 万円以上の交付を行ったもの（国庫補助事業の継足し補助、運営費補助、施設整備等に係る補助金を除く。）、委託料についてはその金額が 50 万円以上のもの（清掃業務等の定型的な委託業務や建設工事に関する委託業務を除く。）とし、各所属で該当する補助金・委託料それぞれ 1 件を抽出した。

全体として、補助金 49 件、委託料 93 件について監査を行った結果、おおむね適正に事業が執行されていた。

引き続き、経済的、効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

表1 事務区分別改善を求める事項等

|      | 事務区分          | 指摘事項 | 注意事項 | 小計  | 検討事項 | 計   | 構成比    |
|------|---------------|------|------|-----|------|-----|--------|
| 本庁   | 共通            |      | 2    | 2   |      | 2   | 3.1%   |
|      | 収入事務          |      | 5    | 5   |      | 5   | 7.7%   |
|      | 支出事務          |      | 40   | 40  |      | 40  | 61.5%  |
|      | 契約事務          | 1    | 6    | 7   |      | 7   | 10.8%  |
|      | 補助金の交付に関する事務  |      | 1    | 1   |      | 1   | 1.5%   |
|      | 財産・物品等管理事務    |      | 1    | 1   |      | 1   | 1.5%   |
|      | 土木・建築工事に関する事務 |      | 9    | 9   |      | 9   | 13.8%  |
|      | 令和6年度計        | 1    | 64   | 65  |      | 65  | 100.0% |
|      | 令和5年度計        | 5    | 92   | 97  | 4    | 101 |        |
| 出先機関 | 共通            |      |      |     |      |     |        |
|      | 収入事務          | 1    | 10   | 11  |      | 11  | 19.3%  |
|      | 支出事務          |      | 17   | 17  |      | 17  | 29.8%  |
|      | 契約事務          | 1    | 8    | 9   |      | 9   | 15.8%  |
|      | 補助金の交付に関する事務  |      |      |     |      |     |        |
|      | 財産・物品等管理事務    |      | 9    | 9   |      | 9   | 15.8%  |
|      | 土木・建築工事に関する事務 |      | 11   | 11  |      | 11  | 19.3%  |
|      | 令和6年度計        | 2    | 55   | 57  |      | 57  | 100.0% |
|      | 令和5年度計        | 9    | 66   | 75  | 1    | 76  |        |
| 全体   | 共通            |      | 2    | 2   |      | 2   | 1.6%   |
|      | 収入事務          | 1    | 15   | 16  |      | 16  | 13.1%  |
|      | 支出事務          |      | 57   | 57  |      | 57  | 46.7%  |
|      | 契約事務          | 2    | 14   | 16  |      | 16  | 13.1%  |
|      | 補助金の交付に関する事務  |      | 1    | 1   |      | 1   | 0.8%   |
|      | 財産・物品等管理事務    |      | 10   | 10  |      | 10  | 8.2%   |
|      | 土木・建築工事に関する事務 |      | 20   | 20  |      | 20  | 16.4%  |
|      | 令和6年度計        | 3    | 119  | 122 |      | 122 | 100.0% |
|      | 令和5年度計        | 14   | 158  | 172 | 5    | 177 |        |

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

表2 部局別改善を求める事項等

|      | 部局別       | 機関数 | 指摘事項 | 注意事項 | 検討事項 | 計   |
|------|-----------|-----|------|------|------|-----|
| 知事部局 | 総合企画部     | 8   |      | 6    |      | 6   |
|      | 総務部       | 14  |      | 4    |      | 4   |
|      | 危機管理部     | 4   |      |      |      |     |
|      | 健康政策部     | 14  |      | 15   |      | 15  |
|      | 子ども・福祉政策部 | 14  |      | 10   |      | 10  |
|      | 文化生活部     | 6   |      | 4    |      | 4   |
|      | 産業振興推進部   | 6   |      | 8    |      | 8   |
|      | 商工労働部     | 11  | 2    | 3    |      | 5   |
|      | 観光振興スポーツ部 | 5   |      | 4    |      | 4   |
|      | 農業振興部     | 21  |      | 9    |      | 9   |
|      | 林業振興・環境部  | 16  |      | 8    |      | 8   |
|      | 水産振興部     | 5   |      |      |      |     |
|      | 土木部       | 19  | 1    | 20   |      | 21  |
|      | 会計管理局     | 2   |      |      |      |     |
|      | 小計        | 145 | 3    | 91   |      | 94  |
|      | 教育委員会     | 60  |      | 21   |      | 21  |
|      | 公営企業局     | 4   |      | 1    |      | 1   |
|      | 警察本部      | 13  |      | 1    |      | 1   |
|      | その他の機関    | 4   |      | 5    |      | 5   |
|      | 令和6年度計    | 226 | 3    | 119  |      | 122 |
|      | 令和5年度計    | 225 | 14   | 158  | 5    | 177 |

表3 指摘事項等の概要

| 結果区分 | 事務区分          | 本庁 |                                                                    | 出先 |                                                                              | 件数計 |
|------|---------------|----|--------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      |               | 件数 | 主な内容                                                               | 件数 | 主な内容                                                                         |     |
| 指摘事項 | 収入事務          |    |                                                                    | 1  | ・収入調定漏れ                                                                      | 1   |
|      | 契約事務          | 1  | ・契約書の不備（押印漏れ）                                                      | 1  | ・検査調書の作成漏れ                                                                   | 2   |
|      | 件数計           | 1  |                                                                    | 2  |                                                                              | 3   |
| 注意事項 | 共通            | 2  | ・会計書類の亡失<br>・書面での意思決定漏れ                                            | 0  |                                                                              | 2   |
|      | 収入事務          | 5  | ・収入調定の遅延<br>・収入調定額の誤り<br>・納期限の設定誤り                                 | 10 | ・現金出納簿の記載漏れ<br>・収入調定額の誤り                                                     | 15  |
|      | 支出事務          | 40 | ・経費支出伺（変更を含む）の作成漏れ<br>・支出負担行為決議書の遡及<br>・通勤手当の支給誤り<br>・食糧費と旅費との調整漏れ | 17 | ・支払証発行管理簿の押印誤り<br>・支出負担行為日又は支出命令日の誤り<br>・経費支出伺の作成漏れ<br>・通勤手当の過払い<br>・支出時期の遅延 | 57  |
|      | 契約事務          | 6  | ・契約書等への収入印紙の貼付漏れ<br>・再委託の事前承認漏れ                                    | 8  | ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ<br>・請書への収入印紙の貼付漏れ                                     | 14  |
|      | 補助金の交付に関する事務  | 1  | ・補助対象経費の誤り                                                         | 0  |                                                                              | 1   |
|      | 財産・物品等管理事務    | 1  | ・郵便切手類等出納簿の押印漏れ                                                    | 9  | ・郵便切手類等出納簿の記載漏れ<br>・自動車使用記録簿への記載漏れ                                           | 10  |
|      | 土木・建築工事に関する事務 | 9  | ・契約の保証期間延長の処理漏れ<br>・中間検査の未実施<br>・法律に定める通知の未実施                      | 11 | ・書面による事前協議の未実施<br>・法律に定める通知の未実施<br>・工事の検査命令権者の誤り                             | 20  |
| 件数計  |               | 64 |                                                                    | 55 |                                                                              | 119 |
| 検討事項 |               | 0  |                                                                    | 0  |                                                                              | 0   |
| 件数計  |               | 0  |                                                                    | 0  |                                                                              | 0   |

## 2 財政的援助団体等の監査

### (1) 監査の対象団体及び実施期間

令和6年10月30日から令和7年1月21日までの間に、表4のとおり、出資団体11団体、指定管理者4団体（8施設）及び補助金等交付団体8団体の計13団体（再掲10団体を除く。）に対して監査を実施した。

### (2) 監査の結果

13団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

| 区 分      | 団 体 名                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 出資団体     | 高知空港ビル株式会社                                                    |
|          | 公益財団法人高知県人権啓発センター                                             |
|          | 公益財団法人高知県文化財団                                                 |
|          | 公益財団法人高知県国際交流協会                                               |
|          | 公益財団法人土佐山内記念財団                                                |
|          | 公益財団法人高知県産業振興センター                                             |
|          | 一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会                                         |
|          | 公益社団法人高知県森と緑の会                                                |
|          | 一般社団法人高知県森林整備公社                                               |
|          | 高知県住宅供給公社                                                     |
| 指定管理者    | 公益財団法人暴力追放高知県民センター                                            |
|          | 高知県職業能力開発協会<br>（対象施設：地域職業訓練センター）                              |
|          | 公益財団法人高知県人権啓発センター（再掲）<br>（対象施設：人権啓発センター）                      |
|          | 公益財団法人高知県文化財団（再掲）<br>（対象施設：美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、埋蔵文化財センター） |
| 補助金等交付団体 | 公益財団法人土佐山内記念財団（再掲）<br>（対象施設：高知城歴史博物館）                         |
|          | 一般社団法人高知県UIターンサポートセンター                                        |
|          | 高知空港ビル株式会社（再掲）                                                |
|          | 公益財団法人高知県国際交流協会（再掲）                                           |
|          | 公益財団法人土佐山内記念財団（再掲）                                            |
|          | 公益財団法人高知県産業振興センター（再掲）                                         |
|          | 公益社団法人高知県森と緑の会（再掲）                                            |
|          | 一般社団法人高知県森林整備公社（再掲）                                           |
|          | 高知県職業能力開発協会（再掲）                                               |

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（38団体）
- ・指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（27団体、対象施設：41施設）
- ・補助金等交付団体：県が令和4年度に1件1千万円以上の交付をした団体

### 3 行政監査

令和6年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

プロポーザル方式による随意契約について

(2) 監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月27日まで

(3) 監査の目的（テーマ選定理由）

県では、プロポーザル方式による随意契約を実施している。地方自治法は一般競争入札により契約の相手方を決定することを原則としており、これは例外的な手法であることから、業務の目的や性質を十分考慮して限定的に採用することが必要である。

このため、プロポーザル方式による随意契約について、公平性、透明性、適正性、競争性などの観点から検証することで、効果的な事業の実施や適切な契約事務に資することを目的として監査を実施する。

(4) 監査の結果

プロポーザル方式による随意契約に関する事務について、監査した範囲においてはおおむね適切に行われていることが認められた。

しかしながら、指名型プロポーザル方式において公募が可能と認められるものや、全ての審査委員が県職員で構成されているもの、審査結果の公表が適切に行われていないものなど、対応が十分でない事例も認められた。

(5) 主な意見

市町村振興課の「令和5年執行参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙及び高知県知事選挙啓発委託業務」、保健政策課の「令和5年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務」及び健康対策課の「令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務」は公募が可能と認められるが、指名型が採用されていたことから、指名型の採用について十分検討するよう求めた。

また、ガイドラインでは、審査委員は県庁外の第三者を中心として構成するとしているが、高等学校課の「高知県立高等学校基礎学力把握検査（基礎力診断テスト）委託業務」及び「高知県立高等学校基礎学力把握検査（スタディーサポート）委託業務」においては、全ての審査委員が県職員で構成されていたことから、県庁外の第三者を審査委員に選定することについて検討を求めた。

加えて、事業者の募集及び周知の実施、審査結果の公表についても必要な対応を求めた。

## 4 住民監査請求に基づく監査

令和6年度に受け付けた住民監査請求は3件で、受理し監査をした結果、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却した。

|   | 受付日       | 通知日      | 件 名                         | 監査結果 |
|---|-----------|----------|-----------------------------|------|
| 1 | R7. 1. 7  | R7. 3. 7 | 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の返還に関する件 | 棄 却  |
| 2 | R7. 1. 14 | R7. 3. 7 | 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の返還に関する件 | 棄 却  |
| 3 | R7. 1. 14 | R7. 3. 7 | 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の返還に関する件 | 棄 却  |

## 5 決算審査

### (1) 歳入歳出決算審査

令和5年度の一般会計と特別会計について審査を実施した限り、重要な点において、審査の対象となった決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

#### ア 行財政運営

- ・ 行財政運営については、人口減少対策への対応や、引き続きデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から各種施策を着実に実行できるよう、全国知事会等とも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行うとともに、国の有利な財源の活用等により、引き続き安定的な財政運営を図られたい。
- ・ 自主財源比率が前年度に比べ増加しているものの、依然として低い水準にあることから、地方交付税などの財源確保に努められたい。また、財政の健全性を確保するため、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するとともに、デジタル技術の活用により経費削減を行うなど、限られた予算を効率的かつ効果的に執行し、社会経済情勢の変化への対応がなされるよう努められたい。
- ・ 累積した県債残高は、財政構造の硬直化を招く要因となることから、引き続き、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化を図ることを求める。
- ・ 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実が極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。

今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組を推進されたい。

#### イ 収入未済対策

- ・ 個人県民税については、引き続き、関係機関との連携を強化し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- ・ 今後も引き続き、納税者の利便性向上に向けた取組を継続するとともに、納期内納付について県民に周知し、滞納の未然防止に努められたい。

また、納税者の事業継続や生活維持に配慮しつつも、早期に滞納整理に着手

するなど、税負担の公平性と歳入の確保に取り組まれない。

- ・ 引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応じ、法令に沿った適切な未収金の管理・回収に努められたい。

また、過年度に係る未収金の回収は非常に困難となっていることから、新規滞納の発生を抑制する取組に努めるとともに、職員では回収が困難な債権については、弁護士委託の活用等により効率的な債権回収に努められたい。

やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

#### ウ 事務執行

- ・ 会計事務に係る研修や支出時の審査等において、適正な会計事務の執行に向けた取組を行っているところであるが、依然としてチェック不足や執行管理が不十分であったことによる不適切な会計事務が全庁的に見られることから、法令の規定に沿った適正な会計事務に努められたい。

また、現在進められている財務会計システムの再構築に当たっては、会計事務の負担軽減や正確性の向上につながるようなシステムの構築に努められたい。

### (2) 公営企業会計決算審査

令和5年度の高知県流域下水道事業会計、高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

#### ア 流域下水道事業会計

- ・ 今後も、安定的かつ計画的な経営に取り組み、持続的なサービスの供給に努めるとともに、さらなる経営の効率化に努められたい。
- ・ 南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略に基づき、計画的な取組を進められたい。

#### イ 電気事業会計

- ・ 安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、水力発電施設の老朽化対策など、将来を見据えた事業展開の検討を進め、今後も営業利益の確保に努められたい。

#### ウ 工業用水道事業会計

- ・ 引き続き、経営の効率化と施設の適切な維持管理に努めるとともに、今後の南海トラフ地震対策を含めた送配水管路などの施設の老朽化対策については、経営戦略に沿った取組を進められたい。

#### エ 病院事業会計

- (ア) 高知県立病院第7期経営健全化計画の実績及び第8期経営健全化計画の推進

#### ○経営の健全化

- ・ 医療機能の向上による経営の健全化については、引き続き、収益の安定確保及び経費削減に取り組み、より一層の経営改善に努められたい。
- ・ 医療人材の安定確保については、引き続き、医師、薬剤師、助産師などの医療スタッフの確保や専門性の向上に努めるとともに、働き方改革にも取り組まれたい。
- ・ 地域の医療機関との機能分化・連携強化を図りながら、地域医療構想等を踏まえた県立病院の果たすべき役割の発揮や、地域医療を支えるためのネットワークづくり、施設・設備の最適化といった第8期経営健全化計画における重点取組項目に積極的に取り組まれたい。

#### ○南海トラフ地震対策

- ・ 災害時における医療機能の維持や医療救護に関する取組など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との合同訓練を行うなど、地域の災害拠点病院としての機能の充実・強化に努められたい。

#### ○新興・再興感染症への対策

- ・ 引き続き、保健所などの関係機関と連携しながら、感染症対策の充実・強化に努められたい。

### (イ) 地域の中核病院としての役割

#### ○あき総合病院

- ・ 引き続き、県東部の中核病院として、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組まれたい。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービス等を提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続されたい。
- ・ 地域の医療機関への診療応援についても継続して取り組むとともに、県東部の周産期医療の充実など、今後の地域における医療ニーズを踏まえ、医療提供体制の検討を進められたい。

#### ○幡多けんみん病院

- ・ 引き続き、地域完結型の医療を目指し、地域医療支援を充実させ、医療の質的向上を図り、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努められたい。
- ・ 地域の急性期医療を担うという重要な役割の一方で、経営の健全化も目指す必要があることから、今後も、地域の人口動向や医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進められたい。

## 6 基金運用審査

令和5年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全

基金の運用状況について審査を実施した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

## 7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

### ア 健全化判断比率

(単位：％)

| 比 率 名    | 令和5年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —     | 3.75    | 5.0    |
| 連結実質赤字比率 | —     | 8.75    | 15.0   |
| 実質公債費比率  | 11.7  | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 177.3 | 400.0   |        |

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

### イ 資金不足比率

(単位：％)

| 会 計 の 名 称          | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|--------------------|-------|---------|
| 流域下水道事業会計          | —     | 20.0    |
| 電気事業会計             | —     | 20.0    |
| 工業用水道事業会計          | —     | 20.0    |
| 病院事業会計             | —     | 20.0    |
| 流通団地及び工業団地造成事業特別会計 | —     | 20.0    |
| 港湾整備事業特別会計         | —     | 20.0    |

(注) 各会計とも、資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

## 8 例月出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和6年3月末、4月末、6月末、7月末、8月末、9月末、10月末、11月末における15時半以降の入金分に係るものを除き、一致していると認められた。

## 9 内部統制評価報告書の審査

令和5年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると意見を付した。

## 10 参考

### (1) 令和6年度監査委員

| 氏 名    | 区 分                    | 就任年月日     | 備 考           |
|--------|------------------------|-----------|---------------|
| 横山 文人  | 議員（非常勤）                | 令和6年4月1日  | 高 知 県 議 会 議 員 |
| 上田 貢太郎 | 議員（非常勤）                | 令和6年4月1日  | 高 知 県 議 会 議 員 |
| 奥村 陽子  | 識見を有する者<br>（非常勤）       | 平成30年4月1日 | 税 理 士         |
| 五百蔵 誠一 | 識見を有する者<br>（常勤、代表監査委員） | 令和4年4月1日  | 元 銀 行 役 員     |

### (2) 過去3年間の状況

#### ア 定期監査

| 年度・監査結果<br>事務区分   | 令和3年度    |          |          |     | 令和4年度    |          |          |    | 令和5年度    |          |          |     |
|-------------------|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|----|----------|----------|----------|-----|
|                   | 指摘<br>事項 | 注意<br>事項 | 検討<br>事項 | 計   | 指摘<br>事項 | 注意<br>事項 | 検討<br>事項 | 計  | 指摘<br>事項 | 注意<br>事項 | 検討<br>事項 | 計   |
| 共通                | 1        | 6        |          | 7   |          | 3        |          | 3  |          | 5        | 2        | 7   |
| 収入事務              | 1        | 22       |          | 23  | 1        | 8        |          | 9  | 6        | 12       |          | 18  |
| 支出事務              | 10       | 25       |          | 35  |          | 41       |          | 41 |          | 94       |          | 94  |
| 契約事務              | 4        | 31       |          | 35  | 5        | 16       |          | 21 | 5        | 35       | 2        | 42  |
| 補助金の交付に<br>関する事務  | 3        | 12       |          | 15  |          | 3        |          | 3  |          | 1        | 1        | 2   |
| 財産・物品等管理<br>事務    |          | 1        |          | 1   |          | 6        |          | 6  | 1        | 5        |          | 6   |
| 土木・建築工事に<br>関する事務 |          | 13       |          | 13  |          | 12       |          | 12 | 2        | 6        |          | 8   |
| 計                 | 19       | 110      | 0        | 129 | 6        | 89       | 0        | 95 | 14       | 158      | 5        | 177 |

イ 財政的援助団体等の監査

| 年<br>度 | 団 体 の 区 分 |             |              | 計            | 監 査 結 果 |      |    |
|--------|-----------|-------------|--------------|--------------|---------|------|----|
|        | 出資団体      | 指定管理者       | 補助金等<br>交付団体 |              | 改善事項    | 検討事項 | 意見 |
| 3      | 12        | 4<br>(再掲 3) | 7<br>(再掲 6)  | 23<br>(再掲 9) | 0       | 0    | 0  |
| 4      | 6         | 9<br>(再掲 1) | 6<br>(再掲 4)  | 21<br>(再掲 5) | 0       | 0    | 0  |
| 5      | 6         | 4<br>(再掲 1) | 7<br>(再掲 6)  | 17<br>(再掲 7) | 0       | 0    | 0  |

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

| 年度 | 監査のテーマ           | 監査対象機関                                                                        |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 税外未収金の債権管理について   | 税外未収金債権管理を行う 30 機関、管財課及び税務課の計 32 機関                                           |
| 4  | 防災に必要な資機材の管理について | 知事部局、教育委員会、公営企業局、警察のうち災害応急対策等のために資機材を備蓄、整備している機関、危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課の計 21 機関 |
| 5  | 情報システムの運用・管理について | 県が作成したシステムを運用する知事部局、教育委員会、公営企業局、警察の機関及びシステムの運用・管理に関する制度を主管するデジタル政策課の計 105 機関  |